

# 若狭町 社会体育施設・学校施設 使用料に関するお知らせ

日頃より若狭町の体育振興にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
 施設の利用者負担の公平性と維持管理等の観点から、2019年4月1日以降の利用分より使用料を下記のとおりといたします。  
 ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 若狭町社会体育施設の利用料金表

施設の名称	区分	2019年4月1日以降	
		使用料の単位	使用料（円）
三方B & G 海洋センター	アリーナ	1時間/面	200
	武道場	1時間/全面	200
	照明設備	1時間/面	100
	ミーティングルーム	1時間/室	100
三方体育館	アリーナ	1時間/面	200
	武道場	1時間/全面	200
	照明設備	1時間/面	100
	会議室	1時間/室	100
三方勤労者体育館	アリーナ	1時間/面	200
	照明設備	1時間/面	100
上中体育館	アリーナ	1時間/面	200
	照明設備	1面/1時間	100
	会議室	1時間/室	100
三方自然休養村農村広場	野外運動場	1時間	600
かみなか農村運動公園	運動広場	1時間	600
	テニスコート	1時間/コート	100
	テニスコート夜間照明施設	1時間	500
朝霧テニスコート	テニスコート	1時間/コート	100
小中学校施設	町立学校屋内運動場	1時間	200
	照明設備	1時間	100
	町立学校屋外運動場	1時間	300

### ※減免対象者

- ・全額減免：障害者または町との共催事業
- ・7.5割減免：学生、未就学幼児
- ・5割減免：高齢者（65歳以上）

減額率は、利用者区分における利用者が3分の2以上を占める団体に適用します。

### ※町外利用者は1.5倍料金

団体の場合は、3分の2以上が町内在住者の場合は町内料金とします。

※使用料は特別な場合を除き、教育委員会事務局が発送する納付書により支払いをお願いします。

お問い合わせ先 若狭町教育委員会事務局 TEL：0770-62-2731 FAX：0770-62-2732
--